

第 3 期特定健康診査等実施計画の概要

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号 / 平成 30 年 4 月 1 日改正）第 19 条により医療保険者である日本郵政共済組合が定めるものとされ、記載すべき内容は、同条第 2 項及びこれに基づく基本指針に規定されています。第 3 期の計画期間は 6 年間（平成 30 年度～35 年度）で、年度ごとに達成目標を設定しています。

なお、実施計画の具体的な記載事項（法定による 7 項目等）は、別添、参考 1 のとおりです。

1 特定健康診査等の実施方法に関する事項

区 別	組 合 員	被扶養者・任意継続組合員
実施方法	<p>事業主である郵政グループ各社が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、毎年度実施する定期健康診断を実施し、日本郵政スタッフ株式会社にその実施を委託する。</p> <p>当共済組合は、日本郵政スタッフ株式会社と委託契約を締結し、健診データを同社を通じて事業主から受領し、特定健康診査の実施に代える。</p> <p>自己負担なし</p>	<p>集合契約による実施</p> <p>公益社団法人日本人間ドック学会等全国規模の医療機関グループとの契約（集合契約 A）及び一般社団法人共済組合連盟を通じて国保ベースの実施機関との契約（集合契約 B）を締結し、特定健康診査を実施する。</p> <p>市町村の集団健診での受診券利用の拡大</p> <p>現在、市町村の集団健診で当共済組合の受診券の利用を調整できていない市区町村について、各都道府県の保険者協議会等を通じて、受診券の利用範囲の拡大を推進する。</p> <p>人間ドックでの受診券併用の拡大</p> <p>人間ドックで当共済組合の受診券を使用できる実施機関の拡大を推進する。</p> <p>特定健康診査分は自己負担なし</p>
	<p>日本郵政スタッフ株式会社へ委託</p> <p>自己負担なし</p>	<p>集合契約による実施</p> <p>公益社団法人日本人間ドック学会等全国規模の医療機関グループとの契約（集合契約 A）及び一般社団法人共済組合連盟を通じて国保ベースの実施機関との契約（集合契約 B）を締結し、実施する。</p> <p>個別訪問型特定保健指導の実施</p> <p>外部業者と委託契約を締結し、個別訪問型の特定保健指導の実施を委託する。</p> <p>自己負担なし</p>
個人情報保護	<p>特定健康診査・特定保健指導の記録は、当共済組合の基幹業務システムに保存する。</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施結果は、電子データファイルの形態又は紙で送付される。同システムは、インターネット環境から遮断し、運用する。</p> <p>インターネットに接続する通信ネットワーク内の PC を使用した業務処理は、禁止する。</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の記録の利用者は、当共済組合職員に限るとともに、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならないこととする。</p>	
周知方法	<p>共済組合 HP に特定健康診査実施計画等の内容を掲示する。</p> <p>広報誌「ゆうせい共済」への記事の掲載及び年に 1 回パンフレット等印刷物を広報誌に同梱する。</p> <p>被扶養者及び任意継続組合員については、受診券や利用券を発送するときに、パンフレット等の印刷物等を同封する。</p>	

2 特定健康診査等の達成目標

特定健康診査については、国の目標達成（平成 35 年度時点での受診率 90%以上）に向け、被扶養者の特定健康診査受診率向上対策を重点実施する。

特定健康診査受診率 (注1)		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
全体	受診率	81.0%	82.8%	85.4%	88.0%	89.5%	90.0%
	実施者(人)	182,340	191,988	204,032	216,501	226,427	234,000
	対象者(人)	225,000	232,000	239,000	246,000	253,000	260,000
組合員	受診率	96.0%	96.2%	96.4%	96.6%	96.8%	97.0%
	実施者(人)	152,640	158,922	165,230	171,562	177,918	184,300
	対象者(人)	159,000	165,200	171,400	177,600	183,800	190,000
被扶養者	受診率	45.0%	49.5%	57.4%	65.7%	70.1%	71.0%
	実施者(人)	29,700	33,066	38,802	44,939	48,509	49,700
	対象者(人)	66,000	66,800	67,600	68,400	69,200	70,000

(注1) 組合員、被扶養者のうち 40～74 歳の対象者に対する実施率
対象者及び実施者数は、想定値

特定保健指導については、国の目標達成（平成 35 年度時点での受診率 45%以上）に向け、被扶養者の特定保健指導実施率向上対策を重点実施する。

特定保健指導実施率 (注2)		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
全体	受診率	45.0%	45.4%	46.7%	46.8%	46.9%	47.0%
	実施者(人)	18,904	20,426	21,959	23,410	24,378	25,402
	対象者(人)	42,000	45,000	47,000	50,000	52,000	54,000
援動機付け支	受診率	53.2%	54.0%	54.1%	54.2%	54.2%	54.3%
	実施者(人)	6,703	7,290	10,171	10,840	11,274	11,729
	対象者(人)	12,600	13,500	18,800	20,000	20,800	21,600
積極的支援	受診率	41.5%	41.7%	41.8%	41.9%	42.0%	42.2%
	実施者(人)	12,201	13,136	11,788	12,570	13,104	13,673
	対象者(人)	29,400	31,500	28,200	30,000	31,200	32,400

(注2) 特定健康診査を行った結果の階層化により、特定保健指導の対象者とされたものに対する実施率

対象者及び実施者数は、想定値

【参考1】特定健康診査等実施計画の構成

法 19 条	特定健康診査等基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第 2 項第 2 号	第三の一	達成しようとする目標	特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標
第 2 項第 1 号	第三の二	特定健康診査等の対象者数	特定健康診査等の対象者数（事業者健診の受診者等を除き保険者として実施すべき数）の見込み（計画期間中の各年度の見込み数）を推計 健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。
	第三の三	特定健康診査等の実施方法	実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 事業者健診等の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第 2 項第 3 号	第三の四	個人情報の保護	健診・保健指導データの保管方法や保管体制 等
第 3 項	第三の五	特定健康診査等実施計画の公表・周知	広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第 2 項第 3 号	第三の六	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	第三の七	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	

高齢者医療確保法第 19 条及びこれに基づく特定健康診査等基本指針第三の 7 項目に即して作成することとなるものである。